



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年8月25日金曜日 第437号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示（2件）.....（行革分権課）... 814
 衛生検査所の登録.....（医療対策課）... 814
 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 815
 土砂災害警戒区域の指定.....（砂防課）... 815
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除.....（"）... 815
 公共測量の実施の通知（2件）.....（道路維持課）... 815
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 816
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 816
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....（南予地方局八幡浜支局農村整備第一課）... 817
 道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 817

公 告

技能検定の合格者.....（労政雇用課）... 817
 採石業務管理者試験の実施.....（土木管理課）... 818

公営企業公告

高压蒸気滅菌装置の購入.....（公営企業管理局総務課）... 819

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第920号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県新建設事業総合管理システム構築業務 一式	愛媛県総務部行財政改革局行革分権課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年8月1日	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部 愛媛県松山市永代町13番地	513,969,830円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第921号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県電子入札システム他構築業務 一式	愛媛県総務部行財政改革局行革分権課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年8月1日	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部 愛媛県松山市永代町13番地	191,383,500円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第922号

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定により、次に掲げる衛生検査所の登録をした。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	登録年月日	名称	所在地	開設者名
八保第2号	令和5年7月14日	BML八幡浜	八幡浜市広瀬1丁目7-17	株式会社ビー・エム・エル

宇2号	令和5年8月1日	BML宇和島	宇和島市高串アリノキ3番耕地352番13号	株式会社ビー・エム・エル
-----	----------	--------	-----------------------	--------------

○愛媛県告示第923号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エンゼル調剤薬局畑寺店	松山市畑寺二丁目4-40	有限会社エンゼル調剤薬局	松山市余戸中一丁目2番27号	代表取締役 沖 恵 子	精神通院医療（薬局）	令和5年8月1日
ウィッシュ薬局鷹の子店	松山市鷹子町682番地2	株式会社リパースローブ	松山市鷹子町682番地2	代表取締役 坂 川 興 規	精神通院医療（薬局）	令和5年8月1日

○愛媛県告示第924号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地			
株式会社ソラモア	新居浜市中秋町11番11-123号	代表取締役 佐々木 宏 樹	訪問看護ステーショントラスト	新居浜市西の土居町2丁目13-43 新築ビル2階		精神通院医療	令和5年8月1日

○愛媛県告示第925号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥白井谷川 481-1337	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第926号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥白井谷川 481-1337	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流	奥白井谷川 481-1337	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第927号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和5年8月8日から
令和6年2月20日まで
- 3 作業地域 砥部町

○愛媛県告示第928号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、山鳥坂ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年8月8日から
12月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂地内

○愛媛県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年8月25日

愛媛県東予地方局長 客本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 徹 也	今治市喜田村4丁目13番35号
"	岡 田 康 雄	今治市上徳1丁目5番21号
"	白 石 通	今治市松木44番地の1
"	長 岡 敏 治	今治市新谷甲1361番地
"	窪 田 秀 敏	今治市五十嵐甲345番地2
"	富 田 英 司	今治市中寺147番地
"	越 智 計 定	今治市玉川町小鴨部甲501番地
"	高 尾 健 次	今治市高橋甲164番地
"	安 井 孝	今治市別名687番地
"	加 藤 益 貴	今治市小泉1丁目9番21号
"	越 智 正 博	今治市片山2丁目10番16号
"	谷 口 史 郎	今治市馬越町1丁目6番26号
"	横 田 道 臣	今治市山路435番地第1
"	玉 井 榮 治	今治市南日吉町3丁目1番7号
"	田 窪 春 治	今治市山方町2丁目甲1146番地の1
"	瀬 野 哲 郎	今治市蔵敷町1丁目10番地1
"	矢 野 丈 一	今治市石井町3丁目2番14号

"	砂 田 虎 善	今治市八町西5丁目1番26号
"	近 本 静 信	今治市辻堂2丁目3番47号
"	渡 邊 一 利	今治市横田町1丁目8番15号
監 事	正 岡 悦 志	今治市別名466番地3
"	越 智 伸 一	今治市常盤町8丁目4番7号
"	越 智 恵 吾	今治市辻堂4丁目2番10号
"	越 智 香 織	今治市孫兵衛作甲368番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	長 井 正千代	今治市東村2丁目3番26号
"	近 藤 徹 也	今治市喜田村4丁目13番35号
"	白 石 通	今治市松木44番地の1
"	越 智 米 明	今治市上徳甲457番地1
"	白 石 邦 尚	今治市四村86番地
"	渡 邊 淳	今治市中寺653番地
"	阿 部 邦 夫	今治市新谷甲1113番地
"	越 智 久 弘	今治市玉川町小鴨部甲361番地
"	高 尾 健 次	今治市高橋甲164番地
"	長 野 英 雄	今治市別名699番地1
"	仙 波 洋 一	今治市小泉1丁目6番13号
"	越 智 正 博	今治市片山2丁目10番16号
"	宇 高 久 敏	今治市馬越町3丁目1番7号
"	谷 口 尚 温	今治市山路292番地
"	玉 井 榮 治	今治市南日吉町3丁目1番7号
"	上 田 忠	今治市美須賀町2丁目3番地の1
"	田 窪 春 治	今治市山方町2丁目甲1146番地の1
"	矢 野 丈 一	今治市石井町3丁目2番14号
"	砂 田 虎 善	今治市八町西5丁目1番26号
"	近 本 静 信	今治市辻堂2丁目3番47号
"	渡 邊 一 利	今治市横田町1丁目8番15号
監 事	秋 山 浩 二	今治市上徳甲494番地2
"	渡 邊 久 人	今治市高橋甲1634番地
"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号
"	森 正 徳	今治市北鳥生町3丁目2番15号

○愛媛県告示第930号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般・特-3)第18783号	令和4年2月3日	ダイオーエンジニアリング(株)	藤川 功裕	四国中央市寒川町4765-2	令和5年7月21日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第9907号	令和2年9月2日	若林建設(有)	芥川 豊	今治市桜井甲1099	令和5年7月27日	土木工事業 とび・土工工事業 解体工事業	建設業の廃止
(特-2)第8253号	令和2年6月1日	(株)愛水	田村 昭一	新居浜市久保田町2-1-45	令和5年7月31日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第931号

肱川町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の計画は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年8月25日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
新規土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年8月28日から9月25日まで
- 3 縦覧場所
大洲市役所肱川支所

○愛媛県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表乙368番16	令和5年8月25日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和5年7月9日から8月6日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	D 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	C 1			

機械検査（機械検査作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 A甲 10	A甲 3 A甲 11	A甲 5 C 1	A甲 6 C 2	A甲 8	A甲 9

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 7 A甲 14	A甲 2 A甲 8 A甲 16	A甲 3 A甲 9 A甲 17	A甲 4 A甲 10 A甲 18	A甲 5 A甲 12 A甲 19	A甲 6 A甲 13

建築大工（大工工事作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 10	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7

左官（左官作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3 A甲 10 A甲 17 A甲 23 A甲 29 B 2	A甲 4 A甲 11 A甲 18 A甲 24 A甲 30 B 3	A甲 5 A甲 12 A甲 19 A甲 25 A甲 31 B 4	A甲 6 A甲 13 A甲 20 A甲 26 A甲 32 B 5	A甲 7 A甲 14 A甲 21 A甲 27 A甲 33 B 6	A甲 8 A甲 16 A甲 22 A甲 28 B 1

塗装（金属塗装作業）

3級

受検番号
A甲 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3

○ 公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月25日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第一別館3階 第3・第5会議室）
- 試験の日時

令和5年10月13日(金)午前10時

3 受験願書の提出期間

令和5年9月4日(月)から15日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部土木管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年8月25日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 入札に付する事項

(1) 件名

高圧蒸気滅菌装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

高圧蒸気滅菌装置 4台

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和6年3月29日(金)

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。

(3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要があ

る場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

令和5年10月4日(水)午前9時から同月6日(金)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は⁽¹⁾に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年10月6日(金)午後1時30分

伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和5年9月20日(水)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3⁽¹⁾に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: High Pressure Steam Sterilizer Autoclave , 4 unit
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m . , 6 October 2023
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Iyotetsuhonsya Bldg . 2F 4 4 1 Minatomachi , Matsuyama , Ehime 790 0012 Japan .
TEL 089 912 2794